

地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和5年5月19日)

[件 名]

- 令和4年度各種広聴事業の実施状況について
【県民参画協働課】・・・ 2ページ
- 文化政策課所管文化施設の指定管理者の審査要項(案)の概要について
【文化政策課】・・・ 3ページ
- 第2回市町・JA・県による買い物環境確保に係る対策協議会の開催結果について
【買物環境確保推進課】・・・ 6ページ
- 鳥取ジュニアアスリートの発掘・育成状況について
【スポーツ課】・・・ 8ページ
- スポーツ課所管社会体育施設の指定管理者募集要項(案)の概要について
【スポーツ課】・・・ 9ページ
- 第36回全国健康福祉祭とっとり大会(ねんりんピックはばたけ鳥取2024)に向けた取組状況について
【ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課】・・・ 12ページ
- 中山間地域における生活サービス等の持続性確保に係る検討会議の開催結果について
【中山間地域政策課】・・・ 14ページ
- むきばんだ史跡公園の指定管理者募集要項(案)の概要について
【とっとり弥生の王国推進課】・・・ 15ページ

地域づくり推進部

令和4年度各種広聴事業の実施状況について

令和5年5月19日

県民参画協働課

多様化する県民の意見を県政に取り入れ、鳥取県ならではの県民の参加と協働による民主的で公正な県政を実現するために行う各種広聴事業について、令和4年度の実施状況を報告します。

1 県民の声

(1) 受付件数及び意見数

区 分	令和4年度	参 考	
		令和3年度	令和2年度
受付件数 (※1)	1,767件	2,542件	2,717件
意見数 (※2)	2,948意見	4,621意見	4,917意見
うち新型コロナに関する意見数	865意見	2,760意見	2,747意見

令和4年度は、新型コロナウイルスに関する意見数が減少したことに伴い(▲1,895意見減)、全体の受付件数・意見数が減少した。

※1 受付件数：電話、電子メール、郵便等で意見、提言等を受け付けた件数。

※2 意見数：受け付けた意見、提言等の数。1件の受付で、複数の意見、提言等が寄せられる場合がある。

(2) 県政へ反映(対応)した意見数

112意見(うち予算措置したもの 8意見8事業、予算措置以外で対応したもの 104意見)

(3) 主な意見と反映(対応)状況例

意見	反映(対応)状況
納税証明書の交付と手数料の支払いが同じ場所で行えるようにしてほしい。 (担当：税務課)	申請者の利便性の向上を図るため、納税証明書の交付と手数料の支払いがワンストップで行えるよう県内の各県税事務所にキャッシュレス決済機器を整備し、令和5年10月から運用を開始する予定。 ・税務管理費 R5年度：358千円
高校の教室の室温が高いので環境を改善してほしい。 (担当：教育環境課)	エアコンの運用について各高校に改めて周知するとともに、エアコンの効きが悪い教室にはサーキュレータを設置した。また、更新時期の来ているエアコンは順次更新を行う。 ・教育施設営繕費 1,325,992千円

2 パブリックコメント

(1) 実施件数及び意見数

区 分	令和4年度	参 考	
		令和3年度	令和2年度
実施件数	17件	15件	30件
意見数 (※3)	470意見	1,926意見	2,452意見

令和2年度、3年度については、特に注目度の高いパブリックコメント(暴力団排除条例、学校教育情報化推進計画等)があったため、例年より多く意見が寄せられた。

※3 意見数：1件の受付で、複数の意見が寄せられる場合がある。

(2) 実施したテーマ例

鳥取県立夜間中学基本的構想【コンセプト】案、とっとり若者自立応援プラン改訂案、第4期湖山池水質管理計画案、鳥取県個人情報保護条例の改正案等

3 県政参画電子アンケート

(1) 実施件数、回答率及び会員数

区 分	令和4年度	参 考	
		令和3年度	令和2年度
実施件数	10件	13件	21件
回答率	59.3%	65.2%	63.7%
会員数 (※4)	852人	744人	716人

※4 会員数：各年度の最終アンケート実施時点での会員数

(2) 実施したテーマ例

まちなか生活実態、鳥取砂丘コナン空港の二次交通、県民の防犯及び犯罪被害者等支援の意識等

4 出前説明会

(1) 実施件数及び参加者数

区 分	令和4年度	参 考	
		令和3年度	令和2年度
実施件数	86件	96件	86件
参加者数	3,515人	3,179人	2,986人

(2) 実施したテーマ例

SDGs、男女共同参画、ジェンダー、拉致問題等

文化政策課所管文化施設の指定管理者の審査要項（案）の概要について

令和5年5月19日

文化政策課

令和6年度から文化施設4施設（県民文化会館、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター、童謡館）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することを報告します。なお、審査要項は、鳥取県地域づくり推進部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

施設名	指名団体	指名理由
県民文化会館	(公財)鳥取県文化振興財団 (現指定管理者)	県の文化施策を行う上で拠点となる施設であり、効率的・効果的な文化事業の実施のため、県の文化振興を担い、文化事業の企画・実施及び管理運営を行う能力がある当該団体に管理させるものである。
倉吉未来中心		
米子コンベンションセンター	(公財)とっとりコンベンションビューロー (現指定管理者)	主にコンベンション・展示の開催を想定された施設であり、施設機能を生かした効率的・効果的な利用促進のため、県のコンベンション振興事業を担う当該団体に管理させるものである。
童謡館	(公財)鳥取童謡・おもちゃ館 (現指定管理者)	集客施設というだけでなく、童謡唱歌に関する継続的な調査研究や、それを生かした普及活動等が必須であるため、調査研究機能を持つ当該団体に管理させるものである。

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

ア 施設設備の維持管理に関する業務

イ 施設の利用許可、利用料金の徴収等に関する業務

ウ 施設等を利用した文化芸術の振興に関する業務

エ その他施設の管理運営に必要な業務

- ・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

(2) 管理の基準（基本的事項）

ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

(※なお、利用料金は現行の金額を標準とする。)

イ 施設の利用の許可・制限は、以下の条例に基づいて行う。

- ・鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立倉吉未来中心の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例

(3) その他、管理上の条件等（新規）

- ・施設利用者の利便性確保のため、入館料、施設利用料金等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、次に記載する額を上限として指定管理料を支払う。

施設名	指定管理料総額（円）	うち消費税及び地方消費税（円）
県民文化会館	1, 238, 797, 000	112, 617, 909
倉吉未来中心	522, 485, 000	47, 498, 636
米子コンベンションセンター	521, 360, 000	47, 396, 363
童謡館	359, 635, 000	32, 694, 090

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

各年度の剰余金を県に返還後、剰余金相当額から複数年契約導入による節減額その他経営努力によらない額を控除した額を目途に県と指定管理者が協議して定めた額の範囲内で、指定管理者が設ける基金（公益目的の事業及び受託管理施設の管理に要する経費に限り取り崩すことができる基金をいう。）に積み立てるための補助金として交付する。

5 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- (1) 審査・運営評価委員会（審査要項・仕様書の検討） 令和5年5月中旬
- (2) 審査要項・仕様書の送付 令和5年6月上旬
- (3) 申請書の締切 令和5年7月中旬
- (4) 審査委員会（候補者の選定） 令和5年7月下旬
- (5) 審査結果の通知・公表 令和5年8月上旬
- (6) 指定管理者の指定 令和5年10月上旬（議会の議決を経て行う。）

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、当該施設に関する有識者、市職員、県職員〔計14名〕

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応	70点
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容	10点
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	30点

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・ サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進のため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の配点項目と比較して高く設定した。
- ・ 県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を公表する。

第2回市町・JA・県による買物環境確保に係る対策協議会の開催結果について

令和5年5月19日
買物環境確保推進課

J A鳥取いなば、J A鳥取中央及びJ A鳥取西部によるトスク及びAコープ等の店舗廃止の方針を受け、第2回市町・JA・県による買物環境確保に係る対策協議会を開催しました。

- 1 日時 令和5年5月1日（月）午後1時から午後1時45分まで
- 2 場所 災害対策本部室（オンライン併用）
- 3 出席者
 - ・鳥取いなば農業協同組合（J A鳥取いなば）、鳥取中央農業協同組合（J A鳥取中央）、鳥取西部農業協同組合（J A鳥取西部）
 - ・関係市町（鳥取市、米子市、倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、琴浦町、北栄町、大山町、伯耆町）
 - ・県（知事、副知事、地域づくり推進部、農林水産部、商工労働部、福祉保健部）
- 4 内容 今後の進め方、トスク・Aコープ等の閉店に係る現状報告、買物環境確保に向けた市町の検討状況等

（1）今後の進め方

市町が主体となって買物環境確保に取り組むとともに、県はそれをサポートすることとなった。

<合意事項>

- トスク・Aコープ等の店舗閉店に伴う地域の実情、ニーズ等の把握
- 市町が地域の事業者や実情に即して、住民のニーズに応じた店舗ごとの持続可能な「買物環境確保計画」をとりまとめ。
- 県は、市町の「買物環境確保計画」を踏まえ、市町と地元が一体となった持続可能な買物環境の確保に向けて支援

<各団体の役割>

市町：地域の事業者や実情に即して、住民のニーズに応じた店舗ごとの持続可能な「買物環境確保計画」を策定

県：県は買物環境確保計画の報告に基づき、市町等に財政措置を含めてサポート

JA・関係団体：計画推進に向けて協力

（2）JA生活店舗に係る方針の概要（令和5年5月1日現在）

区分	J A鳥取いなば	J A鳥取中央
今までの経緯	R4. 12. 27 理事会 ・R5年度中に全店舗閉鎖を目指すことを基本とする。 R5. 4. 3 東宝企業（株）と覚書を締結 ・東宝企業（株）を承継に係る交渉先として1本化、店舗毎の承継の可否など R5. 4. 26 総代会 ・トスク（株）店舗の閉店、閉店の時期、今後の方針など	R4. 11. 30 理事会 ・収益確保は見込めないことから店舗を廃止する。 R5. 4. 3 東宝企業（株）と合意書を締結 ・琴浦町への小売店設置による日用品販売等 R5. 4. 25 総代会 ・店舗の閉店、閉店の時期など
対象店舗	9店舗 ■承継する予定の店舗（6店舗） ・本店〔9月末〕 ・吉成店〔9月末〕 ・丹比店〔8月末〕 ・若桜店〔8月末〕 ・用瀬店〔8月末〕 ・ちづ店〔8月末〕 ■承継しない店舗（3店舗） ・フレッシュいわみ〔8月末〕 ・ふなおか店〔7月末〕 ・河原店〔7月末〕	7店舗 ■承継する予定の店舗（2店舗） ・赤碓店〔8月～9月〕 ・トピア店（琴浦町）〔令和6年3月〕 ■承継しない店舗（5店舗） ・せきがね店〔8月～9月〕 ・下北条店〔8月～9月〕 ・ポプラJA山守店〔9月〕 ・ポプラJA三徳店〔9月〕 ・竹田生活センター〔9月〕
従業員の状況	255名（うち正社員63名）	Aコープ：62名（うち出向社員18名） 直営（ポプラ等）：6名（JA嘱託、臨時職員）
廃止後の雇用	・従業員はJA鳥取いなばグループが受入予定、又は継承先企業に継続雇用の予定。	・出向社員（18名）はJA鳥取中央が受入予定。 ・パート社員（Aコープ西日本の従業員）は希望により継承先企業で継続雇用。

区分	J A鳥取西部
今までの経緯	R4. 12. 27 理事会 R5. 4. 28 総代会 ・ R 5 上半期の経営状況（売上高、来客数等）を見て店舗事業の継続もしくは撤退を検討。
対象店舗	4店舗 ・よどえ店（米子市淀江町） ・大高店（米子市尾高） ・みぞくち店（伯耆町） ・名和店（大山町）
従業員の状況	63名（うち正社員11名）
市町への説明状況	R5. 3. 20 米子市 R5. 3. 28 大山町、伯耆町

（3）買物環境確保に向けた市町の主な検討状況

- ・ 閉店店舗に係る土地・建物の購入を検討。移動販売の継続が課題。（若桜町）
- ・ 地元の振興協議会などと連携した買物支援や移動販売支援等を検討。（倉吉市）
- ・ JA は町内の給食の宅配機能をもっており、この維持に向けた検討が必要。（琴浦町）

鳥取ジュニアアスリートの発掘・育成状況について

令和5年5月19日
スポーツ課

「鳥取ジュニアアスリート発掘事業」におけるジュニア選手の発掘・育成状況について報告します。

1 事業概要

オリンピック等で活躍する「鳥取育ち」のジュニアアスリートを発掘し、競技団体と連携して専門的に育成する事業（平成26年度より事業開始）。

(1) 競技体験プログラム・育成プログラム・・・小学5年生が対象（活動期間：1年間）

アーチェリー、自転車、ボート、ホッケー、ライフル射撃、レスリング、セーリング、カヌー、クライミング、空手道、フェンシング、トライアスロン、ボクシングの13競技について、それぞれ年間2回の体験会を実施する。また、アスリートに必要な体力トレーニング、スポーツ教育、スポーツ食育の基礎的なプログラムを1年間継続的に実施する。※R5は水球競技を追加。R6に向けて更なる競技数の拡大を検討。

(2) 競技別トライアウト・・・(1)の受講者を除く小学5年生～高校1年生を対象に募集

将来有望な資質を持つ競技者及び競技転向者を競技別選考会により発掘する。

(3) 鳥取ジュニアアスリート強化事業（県スポーツ協会に委託）

・・・(1)を修了した小学6年生～高校3年生、(2)で発掘した選手が対象
選択した競技の競技団体指導下において活動する。

2 発掘・育成状況（R4年度）

(1) 2期生～7期生・トライアウト生 合計 135名

2期生 14名（高校2、3年）	3期生 10名（高校1、2年）	4期生 24名（中学3年）
5期生 13名（中学2年）	6期生 21名（中学1年）	7期生 21名（小学6年）
2018 トライアウト生 6名 （中学3年から高校3年）	2019 トライアウト生 5名 （中学3年から高校2年）	2020 トライアウト生 17名 （中学1年から高校3年）
2021 トライアウト生 4名 （中学1年から高校2年）		

【主な成績等】

- ・クライミング（スピード種目）：ジャパンツアー2022(第1戦)優勝 かねたにはるか 金谷春佳（鳥取西高・2年）
ジャパンツアー2022(第3戦)優勝 かわがみふみか 河上史佳（鳥取城北高・1年）
 - ・レスリング（女子74キロ級）：全国高等学校総合体育大会3位 なかのあきひろ 中野咲羅（鳥取東高・1年）
 - ・ホッケー：全国高等学校総合体育大会3位 八頭高 やまなかあつき 山中惇生、ほらだあきひさ 原田煌久、いとうゆうた 伊藤優汰、おおにしらいと 大西礼斗、みやわきそうし 宮脇壮史、みちはたはるや 道端晴也
 - ・ボート：全日本中学選手権競漕大会
男子シングルスカル優勝 おかもとなるせ 岡本成世（鳥取東中・3年）
男子ダブルスカル優勝 あきかわゆた 澄川由汰（中ノ郷中・3年）、あすきこうたろう 安木光太郎（鳥大附中・3年）
女子ダブルスカル準優勝 きのした 木下ふあり（弓ヶ浜中・3年）、いしくりこ 石倉莉子（湊山中・3年）
第77回国民体育大会
少年女子ダブルスカル4位 すぎはらほるな 杉原春奈（米子西高・3年）、さいきひなこ 齋木陽南子（米子西高・3年）
少年男子シングルスカル5位 ささきしずき 佐々木静基（米子工高・2年）
 - ・セーリング（4.7級）：2022 Laser All Japan Championships 女子4位 あさだちほる 浅田千晴（加茂中・2年）
 - ・アーチェリー：全日本ゴールデンエイジカップアーチェリー大会 小学女子優勝 ありた 有田ひらり（日吉津小・6年）
- ※学校名、学年は令和4年度のもので、「ボート」は令和5年度より「ローイング」に競技名変更となっています。

(2) 8期生（小5：30名）

鳥取ジュニアアスリート候補生として認定された小学5年生の30名に対して競技体験プログラムと育成プログラムを実施した。

競技体験プログラムでは、各競技団体コーチ及びジュニアアスリートの先輩たちの手厚い指導を受け、8期生にとって世界を目指す意欲づけとなった。

R5年度は継続意思を示した26名が競技団体指導下において専門的に競技活動を開始する。（残り4名は辞退）

【競技体験プログラム（ボクシング）】



【8期生の競技選択結果】

競技名	男	女	計
アーチェリー	0	3	3
自転車	1	1	2
ボート	3	2	5
ホッケー	0	1	1
ライフル射撃	1	1	2
セーリング	0	0	0
レスリング	0	0	0
クライミング	2	1	3
空手道	1	0	1
カヌー	1	0	1
トライアスロン	1	2	3
フェンシング	2	0	2
ボクシング	3	0	3
計	15	11	26

(3) 9期生・2022トライアウト生の選考状況

・小学4年生81名の応募があり、33名を鳥取ジュニアアスリート9期候補生として選考した。R5年度の競技体験プログラム及び育成プログラムを受講する。

・競技別トライアウトにより30名を合格とした。来年度から競技団体の指導下において活動する。

スポーツ課所管社会体育施設の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和5年5月19日

ス ポ ー ツ 課

令和6年度からスポーツ課が所管する社会体育施設5施設の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することを報告します。なお、募集要項は鳥取県地域づくり推進部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 スポーツ課所管の社会体育施設及び現指定管理者

施設名	住所	現指定管理者 (指定管理期間:H31.4.1~R6.3.31)
鳥取県立鳥取産業体育館及び 鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市天神町50-2	(公財)鳥取県スポーツ協会(公募)
鳥取県立倉吉体育文化会館	倉吉市山根529-2	(公財)鳥取県スポーツ協会(公募)
鳥取県立武道館	米子市両三柳3192-14	(公財)鳥取県スポーツ協会(公募)
鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町猪小路80	鳥取県ライフル射撃協会(公募)
鳥取県立障がい者体育センター	鳥取市湖山町西3丁目113-2	(株)TKSS(公募)

2 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

ア 施設設備の維持管理に関する業務

イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務

ウ その他施設の管理運営に必要な業務

- ・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

(2) 管理の基準（基本的事項）

ア 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。

(※なお、利用料金は現行の金額を標準とする。)

イ 施設の利用の許可・制限は、以下の条例に基づいて行う。

- ・鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例

(3) その他、管理上の条件等

施設名	各施設で行う業務内容
鳥取県立鳥取産業体育館及び 鳥取県営鳥取屋内プール	ア スポーツの普及振興 スポーツ教室等のスポーツの普及振興に係る事業の実施に関する事 イ 障がい者が暮らしやすい社会づくりの推進 障がい者が利用しやすい施設運営及び障がい者スポーツの普及振興に係る事業の実施に関する事
鳥取県立倉吉体育文化会館	上記ア、イに関する事 ウ スポーツライミングの普及振興及び指導 スポーツライミングの普及振興に係る事業及び指導の実施に関する事
鳥取県立武道館	上記イに関する事 エ 武道の普及振興 武道教室等の武道の普及振興に係る事業の実施に関する事
鳥取県営ライフル射撃場	オ ライフル射撃の普及振興 ライフル射撃の普及振興に係る企画調整に関する事
鳥取県立障がい者体育センター	上記イに関する事

3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、次に記載する額を上限として、指定管理料を支払う。

施設名	指定管理料5年総額（円）	うち消費税及び地方消費税
鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール	242,285,000	22,025,909
鳥取県立倉吉体育文化会館	203,880,000	18,534,545
鳥取県立武道館	282,230,000	25,657,273
鳥取県営ライフル射撃場	4,960,000	450,909
鳥取県立障がい者体育センター	39,379,000	3,579,909

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

5 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

6 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 募集の開始 | 令和5年7月上旬 |
| (2) 募集の締切 | 令和5年8月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 令和5年8月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和5年9月上旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和5年10月上旬（議会の議決を経て行う。） |

8 選定方法等

- (1) 選定方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。
- (2) 審査委員会委員
学識経験者、税理士、当該施設に関する有識者、県職員〔計12名〕
- (3) 選定基準
- ① 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール
 - ② 鳥取県立倉吉体育文化会館
 - ③ 鳥取県立武道館
 - ④ 鳥取県営ライフル射撃場
 - ⑤ 鳥取県立障がい者体育センター

選定基準	審査項目	配点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定) (個人情報保護、情報の公開)	65点(①、③) 70点(②) 50点(④)

	<p>○施設設備の維持及び衛生管理の水準</p> <p>○事故・事件の防止措置、緊急時の対応</p> <p>○スポーツの普及振興への理解 (①、②)</p> <p>○スポーツの普及振興事業の企画力 (①、②)</p> <p>○障がい者に優しい施設利用への理解力 (①～③)</p> <p>○障がい者スポーツの普及振興事業の企画力 (①～③)</p> <p>○スポーツライミングの普及振興への理解 (②)</p> <p>○スポーツライミングの普及振興事業の企画力、利用者への指導方法等 (②)</p> <p>○武道の普及振興への理解 (③)</p> <p>○武道の普及振興事業の企画力 (③)</p> <p>○ライフル射撃の普及振興への理解 (④)</p> <p>○ライフル射撃の普及振興事業の企画力 (④)</p>	35点 (⑤)
<p>管理に係る経費の効率化が図られるものであること。</p> <p>(指定手続条例第5条第2号)</p>	<p>○収支計画及び見積内容</p> <p>○県の指定管理料額 (又は県への納入額) の多寡</p>	<p>20点 (①、②、③)</p> <p>40点 (④)</p> <p>25点 (⑤)</p>
<p>管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。</p> <p>(指定手続条例第5条第3号)</p>	<p>○組織及び職員の配置等</p> <p>○法人等の財政基盤、経営基盤</p> <p>○現在の施設職員の継続雇用に関する方針</p> <p>○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>○法人等の社会的責任の遂行状況</p> <p> } <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用 (①～④) 男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等、家庭教育推進協力企業 </p> <p>○当該施設の管理運営状況の実績評価</p>	<p>36点 (①、②、③)</p> <p>26点 (④)</p> <p>21点 (⑤)</p>
<p>障がい者の体育活動及び社会参加活動における県立障がい者体育センターの優先的な利用を確保するとともに県立障がい者体育センターの利用促進を図ること。(指定管理条例第5条第4号)</p>	<p>○障がい者優先利用策の妥当性</p> <p>○障がい者の利用促進策の妥当性</p>	<p>15点</p> <p>※⑤のみ</p>

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進のため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の配点項目と比較して高く設定した。
- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。

第36回全国健康福祉祭とっとり大会(ねんりんピックはばたけ鳥取2024)に向けた取組状況について

令和5年5月19日

ねんりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課

令和6年10月19日(土)から22日(火)まで鳥取県で開催される「第36回全国健康福祉祭とっとり大会・ねんりんピックはばたけ鳥取2024」(以下「大会」という。)に向け、3月15日(水)に開催した大会実行委員会第2回常任委員会(委員長 平井知事)にて、大会実施要綱及び各関係基本方針(以下「実施要綱」という。)を策定しました。

今後、この実施要綱に基づき、より詳細な開催要領や総合プログラムを策定し、本県の豊かな自然の中で各地域から全国へ向け世代を超え交流の輪が広がることのできる大会を目指して、準備を進めていきます。

また、各交流大会を主催する市町村実行委員会が立ち上がることから、関係団体とともに連携し、県内外プレイヤーへのPRのため今年度県内で開催されるスポーツ大会の一部をリハーサル大会として位置づけて実施するほか、節目イベントなど様々な機会を通じて、大会開催に向けた周知や機運醸成を進めていくこととしています。

1 実施要綱の策定(詳細は別添冊子のとおり)

<交流大会の種目及び会場等について> (抜粋) (◎監督会議又は代表者会議、○全日、△半日)

区分	事業名	開催市町村	日程				参加予定人数
			10/19(土)	10/20(日)	10/21(月)	10/22(火)	
スポーツ 交流大会 (10種目)	卓球	倉吉市	◎	○	○		576
	テニス	鳥取市	◎	○	○		612
	ソフトテニス	米子市、北栄町、日野町	◎	○	○		630
	ソフトボール	米子市、琴浦町、 大山町、南部町	◎	○	○	△	1,050
	ゲートボール	鳥取市	◎	○	○		1,440
	ベタンク	三朝町	◎	○	○		288
	ゴルフ	伯耆町			○		210
	マラソン	岩美町		○			414
	弓道	米子市	◎	○	○		552
	剣道	米子市	○	△			560
ふれあい スポーツ 交流大会 (13種目)	ローイング	米子市	◎○	△			640
	水泳	米子市	◎	○	○		560
	グラウンド・ゴルフ	湯梨浜町		○	○		432
	ボウリング	鳥取市	◎	○	○		252
	サッカー	鳥取市	◎	○	○		1,360
	ソフトバレーボール	境港市	◎	○	○		630
	ウォークラリー	倉吉市	◎	○			360
	太極拳	鳥取市	◎	○			560
	ターゲット・バードゴルフ	日吉津村		○	○		144
	バウンドテニス	江府町	◎	○	○		568
	ダンススポーツ	米子市	◎	○			630
	サイクリング	大山町		○			200
	バウンスボール	倉吉市	◎	○	○		200
文化交流 大会 (6種目)	囲碁	智頭町		○	○		216
	将棋	八頭町	◎	○	○		216
	俳句	鳥取市		○			500
	民謡	日南町		○			73
	健康マーじゃん	若桜町		○	○		292
	eスポーツ	境港市	◎	○	○		210

※1 参加資格 : R7.4.1時点の年齢が60歳以上(ローイング、俳句は別部門あり)

※2 参加費 : 1人1,000円(ローイング、ゴルフは別設定。俳句は無料)

※3 募集方法 : 各都道府県、政令指定都市の推薦(俳句は自由参加)

2 市町村実行委員会の立ち上げ状況及びリハーサル大会の開催予定

(1) 市町村実行委員会の立ち上げ状況

鳥取市(4/26)、米子市(4/12)、境港市(6/1 予定)、智頭町(5/30 予定)、八頭町(4/21)、三朝町(5/9)、大山町(5/25 予定)、その他の市町村も 6 月中の設立に向け準備中。

(2) リハーサル大会の開催予定 (13 市町村 23 競技実施予定。R5.4 末時点)

開催自治体	種目	開催時期
鳥取市	テニス	令和6年5月
	サッカー	令和5年9月～10月
	ゲートボール	令和5年10月15日(日)
	太極拳	令和5年11月25日(土)
	俳句	令和5年11月19日(日)
米子市	弓道	令和5年9月23日(土)～24日(日)
	剣道	令和5年6月4日(日)
	ローイング	令和5年10月15日(日)
	ダンススポーツ	令和6年4月
倉吉市	ウォークラリー	令和5年9月24日(日)
	卓球	令和5年11月12日(日)
	バウンスポール	令和5年11月12日(日)
境港市	eスポーツ	令和5年9月2日(土)
	ソフトバレーボール	令和5年11月
若桜町	健康マーじゃん	令和5年10月15日(日)
智頭町	囲碁	令和5年10月22日(日)
八頭町	将棋	令和5年11月
三朝町	ペタンク	令和5年10月
湯梨浜町	グラウンド・ゴルフ	令和5年6月10日(土)～11日(日)
日吉津村	ターゲット・バードゴルフ	令和5年9月16日(土)
大山町	サイクリング	令和5年10月8日(日)
江府町	バウンドテニス	令和5年10月22日(日)
日南町	民謡	令和5年10月29日(日)

3 大会開催に向けた今後の取組予定

- (1) 節目イベントの開催 (500 日前 (6 月 7 日)、1 年前)
- (2) 大会ボランティア募集 (6 月開始予定)

【参考】全国健康福祉祭(ねんりんピック)の概要

主に 60 歳以上の者が参加するスポーツ・文化・健康・生きがい関連イベントの全国大会で、昭和 63 (1988) 年以降毎年開催されている。本県からも毎年選手・役員を含む 140 名程度を派遣している。

- 開催期間：4 日間
- 選手・監督・役員数：11,000 人
- 延べ参加人数：40～50 万人
- 主催：厚生労働省・開催地都道府県・一般財団法人長寿社会開発センター
- 内容：スポーツ・文化交流大会、開閉会式、ふれあいニュースポーツ、美術展、シンポジウム等
(交流大会は各市町村事業、その他の開閉会式、ふれあいニュースポーツ、美術展やシンポジウム等は県直営事業)

中山間地域における生活サービス等の持続性確保に係る検討会議の開催結果について

令和5年5月19日
中山間地域政策課

中山間地域における生活サービス等（買い物、交通、物流他）の持続性確保に向けて、郵便局、市町、県及び民間企業による協働連携の新たなフレーム構築を目的として、「中山間地域における生活サービス等の持続性確保に係る検討会議」を下記のとおり開催しました。

記

1 開催日時

3月27日（月）午前10時30分から午前11時30分まで

2 開催場所

鳥取市民会館大会議室（鳥取市掛出町12番地）

3 出席機関

鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

日本郵便株式会社因幡地区連絡会統括局長

日本郵便株式会社因幡地区連絡会統括副局長

日本郵便株式会社鳥取東町郵便局長

株式会社アクシス

県（中山間・地域交通局長、行財政改革推進課長、中山間地域政策課長）

4 概要

中山間地域における生活サービス等の持続性確保に向け、郵便局のネットワークを地域資源として活用する観点を含め、以下のとおり取り組んでいくこととした。

- ・今後、市町毎に郵便局や民間企業等との連携方策について検討を行う。
- ・各市町の検討状況を踏まえ、次回検討会議を秋頃に開催し、情報共有等を行う。

なお、本検討会議の取組状況を踏まえ、次年度以降、中部地区及び西部地区への横展開について検討していくこととなった。

むきばんだ史跡公園の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和5年5月19日
とっとり弥生の王国推進課

令和6年度からむきばんだ史跡公園の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することを報告します。なお、募集要項は5月8日に開催した鳥取県地域づくり推進部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会での審査意見等を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 史跡公園の維持管理に関する業務
- イ 史跡公園の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ 史跡公園の普及啓発、活用及び情報発信に関する業務
- エ 史跡公園の受入事業・主催事業実施に関する業務
- オ その他史跡公園の管理運営に必要な業務

※清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

(2) 管理の基準（基本的事項）

ア 基本方針

- (ア) 所長その他の職員（以下「所長等」という。）と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- (イ) 体験型の教育施設として、質の高い弥生体験活動と古代歴史教育を組織的に提供する教育機関であることを十分に認識し、体験活動及び古代歴史教育の推進に積極的に協力すること。また、幅広い年齢層のニーズに応えられる公園施設、観光施設としての機能も備えるため、所長等の行う業務に積極的に協力すること。
- (ウ) 利用者等が安全かつ快適に施設を利用するために、施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営に努めること。
- (エ) 利用者等の要望を管理運営に反映させ、利用者等の満足度を高めていくとともに、施設の利用促進に努めること。
- (オ) 史跡公園の行う受入事業等の実施に当たっては、所長等と密接に連携を取り、実施すること。
なお、受入事業等とは下記のことを指す。
 - ・受入事業 学校等団体が弥生体験活動等を行うため、又は古代歴史を学習するため、目的・研修計画を持って史跡公園を利用すること
 - ・主催事業 史跡公園が自ら、又は史跡公園と自治体が主となり組織する団体が企画し、利用者等に弥生体験活動等を行わせること
- (カ) 危機管理について、所長等と密接に連携を図り、利用者等の安全を図ること。

イ 基本的事項

利用時間・料金等は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が行う管理業務の内容の詳細については、鳥取県立むきばんだ史跡公園管理業務仕様書によること。
- イ 県内需要の拡大、県内業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。

2 利用料金等の取扱い

史跡公園の入園料は無料とし、史跡公園の利用に係る料金収入、売店の運営及び自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入は、指定管理者が自らの収入として収受する。

3 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額431,290,000円（うち消費税額及び地方消費税の額39,208,181円）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価

指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで〔5年間〕

ただし、適正な施設管理の継続が困難と認められるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 募集の開始 | 令和5年6月上旬 |
| (2) 募集の締切 | 令和5年7月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 令和5年7月下旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和5年8月上旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和5年10月上旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

- (1) 選定方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。
- (2) 審査委員会委員
学識経験者、税理士、当該施設に関する有識者、県文化財局長〔計5名〕
- (3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点(点)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (設置管理条例第7条1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 ・施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、管理運営の方針	配点なし (必須)
	・準備業務に係る提案内容 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・利用者等の安全確保 ・個人情報保護 ・利用者等の要望の把握 ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(利用促進等)	45
管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (同条例第7条第1号)	・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額の多寡 (準備業務にかかる委託料の多寡も含む)	20
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(同条例第7条第2号)	・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・従業員の継続雇用 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定 ・管理運営実績評価	25
県が行う事業に積極的に協力すること (同条例第7条第3号)	・所内との連携についての方法 ・受入事業・主催事業の実施についての協力	20

※設置管理条例：鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第4号）

- ・サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進のため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の配点項目と比較して高く設定した。
- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。